

地域学校協働活動本部だより Vol.5

「氷川町地域学校協働活動本部」は、地域と学校が連携・協働し、町全体で子どもたちの成長を支えるとともに、社会に開かれた教育課程への支援と地域の活性化を図るため、

- 地域と学校が連携・協働して行う多様な活動
- より多くの地域住民が参画する多様な活動
- 継続可能な連携・協働活動

のコーディネートと推進に取り組んでいます。

例年、延べ10,000人以上の地域の皆さまが様々な形で学校支援に協力いただいています。



~6/12 大きく育て おいしくなあれ~

竜北東小の1、2年生が生活科の授業でグリーンカーテン作りと夏野菜の苗植えと種まきを行いました。

これは、毎年、(株)コメリに協力をいただき、『コメリ緑資金』を活用して行っているものです。

宮村コーディネーターから苗や植え方について説明があったあと、オクラやピーマンの苗を植え、朝顔と枝豆の種まきをしました。

2年生は、昨年行っているのが慣れた感じでしたが、1年生は初めての子どもも多かったようです。

「大きくなあれ」、「おいしくなあれ」と子どもたちは声をかけながら、植えていました。「水やりするよ」と子どもたちは張り切っていました。



~5/28 校区を知ろう(第1弾)~

竜北東小では、今年度の職員研修の1つとして校区について学ぶことを計画されました。その第1弾として「氷川ツーリズムを知る」ということで協力依頼があり、事務局の陳野さんに「氷川ツーリズム」の成り立ちから現在の活動まで紹介してもらいました。

氷川町の小中学校では、さまざまな場面でご協力いただいています。



~6/3 校区を知ろう(第2弾)~

竜北東小の職員研修第2弾が、「東小学校区内の農業全般と梨について」というテーマで行われました。

今回は、JAやつしろ竜北町支所の古閑さんと島田さんがゲストティーチャーとして招かれました。

まず、古閑さんから校区内の農業についての説明がありました。その後、場所を梨部会青年部の梨畑に移し、島田さんから梨の種類や仕事内容などの説明がありました。

小雨の中でしたが、先生たちは熱心に研修を受け、「知らないことも多くて、勉強になりました」、「氷川町に初めて赴任してきたので、今度は梨の花の満開の頃にも来たいです」という声がありました。



~6/25 田植えに向けてのお米の学習~

竜北東小の5年生が、7月の田植えを前に、JAやつしろ竜北町支所の松田さんから「米」について学びました。

どのような流れで米が育っていくか、どのような作業があるかの話を聞きました。また、実際に籾の選別体験をしたり、芽や根がどこから伸びていくかのクイズに答えたりもしました。

籾や苗をそれぞれに手に取って見比べ、みんな興味津々でした。

また、使われる機械についても学習して、7月の田植えが楽しみになったようでした。



【お問い合わせ先】 生涯学習課 生涯学習係 ☎0965-52-5860

氷川町人権啓発作品を募集します

氷川町人権啓発推進協議会では、町民の人権についての意識を高めること、作品の展示や発表を通して人権啓発を図ることを目的として、人権啓発作品を募集します。

◆募集部門

- ①児童・生徒の部…氷川町内の小・中学校に通学している児童・生徒
- ②一般の部…①を除く氷川町にお住まいの人

◆応募方法

- 【児童・生徒の部】各学校を通しての応募となります。
- 【一般の部】作品の表面に住所・氏名を記入し応募してください。

◆作品の内容

- ①部落差別と人権、子どもと人権、障がい者と人権、高齢者と人権、女性と人権、いじめ問題など人権問題。
- ②命の尊さや大切さ(戦争と平和、環境など)
- ③くらしや身の回りの体験や出来事(学校・家庭・地域のことなど)
- ④自分の進路、生き方
- ⑤男女で築く豊かな社会

◆応募部門

- 人権に関する作品で、1人各部門を通じて1点のみとします。
- 【標語】A4サイズの用紙に記入
- 【書道】「人権」、「人権啓発」「差別をなくそう」など(必ず小型条幅用紙)
- ※題名以外でも人権に関するものであれば可

◆締切日

8月28日(金)

◆提出先

氷川町人権啓発推進協議会事務局(総務課内)

◆審査

- ①各部門から各学年・一般3点ずつ選出し、入選作品とします
 - ②入選作品から各部門で各学年・一般1点を優秀作品として選出し、残りの作品を佳作とします
 - ③優秀作品者には、記念品を贈り表彰します
 - ④全応募者に参加賞を贈呈します
- ※実施要項を満たす応募者に限ります。

◆作品の発表および使用

- 入選作品は、人権啓発に関する広報などで発表、掲示します。
 - ①広報誌やホームページ掲載
 - ②人権啓発集会や講演会会場などでの展示
 - ③懸垂幕、看板、のぼりなどでの掲示
- ※応募作品の著作権は、主催者に帰属します。発表や使用する際に原案を編集することもあります。

◆注意事項

- 氏名を発表しますので、匿名、仮名での応募はできません。
- 作品については人権を侵さないように配慮し、そのまま載せられる状態で提出してください。



【お問い合わせ先】 氷川町人権啓発推進協議会事務局(総務課内) ☎ 0965-52-7111